

地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業運営規程
(新)

合同会社 HEI BON LIFE
山根宅老所 ぼちぼち

地域密着型通所介護 介護予防・日常生活支援総合事業運営規程 (山根宅老所 ぼちぼち)

(事業の目的)

第1条 この規程は、合同会社 HEIBON LIFE（以下「本社」という）が設置する山根宅老所 ぼちぼち（以下「事業所」という。）が一体的に行う地域密着型通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、機能訓練指導員、看護職員及び介護職員が、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「通所介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業者は、要介護者等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に通所介護等を提供する。

3 事業の実施に当たっては、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 山根宅老所 ぼちぼち
- ② 所在地 山口県柳井市山根6番16号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者
 - 生活相談員 1名
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、施設内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
 - 看護職員 1名以上
看護職員は、健康管理及び心身状態把握を行う。
 - 介護職員 1名以上
介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
 - 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活動作の機能訓練、レクリエーション他の指導に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日（ゴールデンウィークは除く）及び盆・年末年始を除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時20分から午後4時20分までとする。

(通所介護等の利用定員)

第6条 通所介護等の利用定員は次のとおりとする。

(1) 地域密着型通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業 15名

(通所介護等の内容及び利用料等)

第7条 通所介護等の内容は次のとおりとし、通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。また、一定以上所得のある利用者は、自己負担を2割又は3割とする。

(1) 地域密着型通所介護を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による額とする。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業を提供した際の利用料の額は、柳井市長が定める基準による額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴（一般浴）
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ レクリエーション

2 利用者の希望によりサービス提供時間を超えて行った地域密着型通所介護の費用は、30分あたり500円を徴収する。

3 食費は、740円を徴収する。

4 おむつ代（事業所の所有するおむつを提供した場合は実費）

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 職員は、通所介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、柳井市 他地域による利用は指定を受けるものとする。

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 地域密着型通所介護 | 柳井市 |
| (2) 介護予防・日常生活支援総合事業 | 柳井市 |

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 通所介護等従事者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 通所介護従事者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 被保険者証の提示
- ② 緊急連絡先等の必要事項を記載した書類の提出
- ③ 利用料その他の費用の支払い
- ④ 欠席する場合の連絡
- ⑤ その他 所持品に対する注意事項

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(サービス提供記録の記載)

第12条 通所介護等を提供した際には、その提供日及び内容、当該通所介護等について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(秘密保持)

第13条 事業所は、通所介護等サービスを提供する上で知り得た利用者又は利用者の家族に関する秘密・個人情報については、サービスの提供等業務遂行に必要な場合を除き、契約中及び契約終了後も、第三者に漏らすことはしない。

2 前項の「サービスの提供等業務遂行に必要な場合」とは次のとおりである。

- ① 利用者の居宅サービス計画を立案し、円滑にサービス提供を行うために開催するサービス担当者会議における情報提供。
- ② 介護支援専門員、サービス事業者との連絡調整において必要な場合。
- ③ サービス提供に関して主治の医師及び保険者の意見を求める必要がある場合。

3 前項以外に個人情報を用いる場合は、別に同意書による同意を得た上で提供を行う。

4 前2項の情報提供に当たって、個人情報の提供は必要最小限とし、関係する者以外の者に漏らすことのないよう十分注意するとともに個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて記録を行う。

5 事業所は従業者である期間及び退職後においても、正当な理由がなく、その業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を行うほか、従業者との雇用契約の内容とする。

(苦情処理)

第14条 提供した通所介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応及び損害賠償)

第15条 事業所は、サービス提供中に事故が起きた場合には、速やかに家族及び居宅介護支援事業所、医療機関、市町へ連絡をするものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援サービスの提供にあたって、利用者又は利用者の家族の生命・身体・財産に損害が生じた場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償する。但し、利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額、又は賠償しない。
- 3 事業所は、事故の原因解明及び再発防止に努め、事故に備えて、事故防止・事故対応マニュアルを定め記録する。

(衛生管理)

第16条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水についても、定期的に消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。また、従事者等は、感染症等に関する知識習得を行う。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 その他運営に関する重要事項は、主として次の各号に掲げる事項とする。

- 1 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 2 従事者の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 階層別研修 随時
- 3 従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められた時は、これを提示する。
- 4 居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないものとする。
- 5 利用定員を超えて通所介護等の提供を行ってはならないものとする。
- 6 事業所は、適切な地域密着型通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社 HEIBON LIFE と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(運営推進会議)

第18条 通所介護等の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、通所介護等を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。

- 1 運営推進会議の開催は、おおむね6月に1回とする。
- 2 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者家族、地域の住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び通所介護等について知見を有する者とする。
- 3 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告、評価、地域との意見交換・交流等とする。
- 4 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定める

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
- 2 虐待の防止のための指針を整備する
- 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する
- 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置く

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護〔指定介護予防・日常生活支援総合事業〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

平成 25 年 8 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 11 月 1 日から施行する。